

広道用第 56 号

平成 16 年 3 月 24 日

広島市監査委員 様

広島市長 秋葉忠利

(道路交通局用地部用地監理担当)

平成 14 年度包括外部監査の結果報告に添えて提出された意見への対応
結果について（通知）

このことについて、別紙のとおり対応しましたので報告します。



監査の対象 道路交通事業に係る事務の執行状況

項目 3 用地買収事務の執行状況 (3)代替地の管理状況

主管課 道路交通局用地部用地監理担当

意	見
<p>① (事業用代替地として機能しない土地の処分)</p> <p>「事業用代替地一覧表」を査閲した結果、事業用代替地として不適切な異形土地や狭小土地が散見されます。</p> <p>事業用代替地として不適切な土地は、長期未利用地となる恐れがあるため、積極的に隣接地主等への売却の手立てを講じる必要があります。</p> <p>② (事業用代替地の有効利用)</p> <p>事業用代替地の有効利用の観点から民間と契約し、一定期間だけでも賃貸収入を得る方策として、一部の代替地を期間限定で（マンションのモデルルーム用地として）民間に賃貸しているものもありました。当面売却予定のない他の事業用代替地についても同様に賃貸等による活用が望まれます。</p>	

対応結果
<p>事業用代替地は、公共事業の円滑な推進を図ることを目的とし、道路建設等のための用地買収により移転を余儀なくされる地権者等に対して、移転先地として適時、迅速に提供する土地である。</p> <p>事業用代替地の必要性等を再点検した結果、次のように取り扱うこととした。</p> <p>① (事業用代替地として機能しない土地の処分)</p> <p>事業用代替地として不適切な土地（単独利用困難な土地）については、処理方針を設け、隣接地主への売却、隣接公共施設用地への編入等の積極的な働きかけを行うこととした。</p> <p>〔実績 事業用代替地としての売払い…1件 他の公共施設用途への転用…3件〕</p> <p>② (事業用代替地の有効利用)</p> <p>平成15年度から、区役所に対して事業用代替地一覧表を送付し、当面、処分見込みのない土地については賃貸が可能であるため、これを周知させ、市民からの賃貸の問い合わせに円滑に対応できる体制を整え、事業用代替地の一層の有効活用を図ることとした。</p> <p>〔平成15年度実績 管財課への所属替え（売却）…19区画、約2,700m² 賃貸による収入…2,159万円（対14年度比：453万円増）〕</p>

監査の対象 道路交通事業に係る事務の執行状況

項目 3 用地買収事務の執行状況 (3)代替地の管理状況

主管課 道路交通局用地部用地監理担当

意	見
(長期未利用地の管理のための取得年月日情報の把握)	
<p>現状の土地・建物台帳には、取得年月日が記載されず、主管部異動処理を行った物件については、マスターデータから当該データが削除されます。そのため、長期保有物件の有無を確認するには、個別物件ごとに追加調査を行う必要があります、一覧性に欠ける状況となっています。</p> <p>土地・建物台帳に原始取得日データが印字され、かつ広島市全体で保有している事業用代替地が一覧できる資料を作成しておくことが必要となります。</p>	

対応結果
平成15年12月に、事業用代替地の異動年月日等が一覧できる資料（事業用代替地補助台帳）を作成し、それに基づいて管理することとした。